

八潮市告示第443号

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年10月28日

八潮市長 大山 忍

1 入札内容

(1) 件名

市有地売却

(2) 物件の表示

物件 番号	所在地	地目	地積	最低売却価格
①	大字木曽根字下1419番2	宅地	132.71 m ²	16,771,600 円
	大字木曽根字下1422番2	宅地	13.13 m ²	
②	緑町二丁目13番17	宅地	83.32 m ²	10,581,640 円

※物件番号①については、筆ごとの分割売却はしない。

- (3) 物件の引渡しは現状有姿のままで行うので、必ず自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行うこと。
- (4) 本市は売買物件に数量の不足等を含む一切の契約不適合責任を負わないものとし、売買物件に不適合であることを理由として売買代金の減額、追完、解除又は損害賠償請求をすることができないこと。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札には個人、法人を問わず参加できることとするが、以下の条件をすべて満たす必要があること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び地方自治法第238条の3第1項に該当しない個人(共有者全員を含む)又は法人であること(契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者でないこと)。
- (2) 法人の場合は、会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない)。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員ではないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役員若しくは構成員に該当しないこと。
- (5) 国税及び市町村民税の滞納がないこと。

- (6) 八潮市による指名停止の期間中ではないこと。
- (7) 公有財産に関する事務に従事する八潮市の職員でないこと。
- (8) 個人の場合は、入札日において18歳未満でないこと。

3 契約条項を示す場所、入札実施要領及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

八潮市中央一丁目2番地1 八潮市役所3階(30番窓口)
八潮市企画財政部 アセットマネジメント推進課 資産活用推進担当
電話048-996-2111 内線(470・855)

4 入札手続等

(1) 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、次の日時及び場所において申込みをしなければならない。

なお、郵送、電話及びファックスによる申込みは受け付けない。

- ① 日時 令和7年10月28日から令和7年11月18日まで
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ② 場所 八潮市中央一丁目2番地1 八潮市役所3階(30番窓口)
八潮市企画財政部 アセットマネジメント推進課 資産活用推進担当

(2) 入札・開札の日時及び場所

- ① 入札日 令和7年11月25日(火)
- ② 受付・入札時間 午前9時30分から午前10時
- ③ 開札時間 午前10時から
- ④ 場所 八潮市中央一丁目2番地1 八潮市役所4階 4-2会議室

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金

免除

(5) 契約保証金

契約決定通知日の翌日から7日以内に、貸付代金(落札額)の100分の10以上(1万円未満切り上げ)を契約保証金として納入すること。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札実施要領に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

落札者は、八潮市が定めた最低売却価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。